

の一例として残しておきたく、採録に及んだ。

筆者は、上記のドイツ留学を契機として、重要なことを学んだ。それは、法制度も良いものとして整備されなければならないが、仮に不十分な法制であっても真つ当に運用されれば国民・市民にとり良い政治や行政が行えるということである。帰国後の1987年以降の仕事は、この点を常に重視している。その結果、筆者の研究は、地方自治（法）と司法の双方の研究において、徹底した現場主義、そして、現場で働く実務家、実践者との対話や共同作業を経て、その方々の知見や悩みを研究に反映させることを至上の価値としてきた。その研究成果が、公務員や市民の法的資質強化論、自治体法務・政策法務のあり方である。本書では、筆者が1990年頃より研究者生涯のエネルギーの大きな部分を費やしたこれらの点に関して、載せることができなかった。

振り返れば、本書の一連の原稿の背景にある問題意識は、上述のように、ある部分においては幼少時の体験に起因しているが、自由な研究課題の設定、とりわけ、第6章のような自由な研究方法を許して下さったのは大学院時代の指導教官である杉村敏正先生である。杉村先生については、最近、杉村先生追悼文集編集委員会（編）『杉村敏正先生の人と学問』（有斐閣、2014年）に、「杉村先生の地方自治論」（191～207頁）、「杉村先生の『勇氣』」（266～269頁）として、先生のご研究のうちの一つのテーマとお人柄について書かせていただいた。前者にかんしては、「行政法学の基本原則と地方自治の法理——杉村敏正先生の立論を手がかりとして」法政研究（九州大学）（81巻4号〔2015年〕）にやや敷衍した拙稿が掲載される。本書は、不肖の弟子のせめてもの学恩を示すものとして、杉村先生のご霊前に献呈させていただきたい。

本書をまとめるにあたり、行政法専攻の著名な先生方、行政法に限らず、憲法、行政学、政治学、法制史、経済史学、財政学その他さまざまな領域をご専攻の先生方、さらには、私がさまざまな現場でお会いした日

本、ドイツ、スイスその他各国の研究者、公務員、住民の方々にも学恩に対する心からの謝辞を申し上げたい。お一人ずつお名前を挙げることでできない非礼をお許しいただきたいと思う。

本書編集にあたって留意した以下の諸点についてお断りしておきたい。執筆時点や発表媒体での編集方針の違いなどから、漢字や数字の表記方法、用事・用語・漢字・送り仮名、数字表記方法などは不統一であったため、統一性を確保するために原論文に修正を施した。とくに、節・項の見出し数字などが異なっている章がある。

この本が成るには企画から数年以上の時間が経過した。その間、35年以上前からの論稿もあって、文体や脚注の質から量までまったく異なる原論文を本当に日々深夜に及んで誠心誠意編集して下さった日本評論社の田中早苗さんには、企画段階から書名、カバー装丁に至るまで大変なご尽力をいただいた。お詫びとともに、感謝の念でいっぱいである。

本書は、九州大学法学研究院の国際学術交流振興基金による出版助成を得て刊行される。数代にわたってお世話になった法学研究院執行部、担当委員会の同僚の方々にも厚く感謝申し上げます。

*本書の各章解説は、2011～2013年度実施の文部科学省科学研究費助成事業・基盤研究（A）「地方自治法制のパラダイム転換」（課題番号：23243006）（代表：木佐茂男）の共同研究活動・討議から得た成果に基づくものである。

2014年11月
木佐茂男